

国民健康保険特別会計

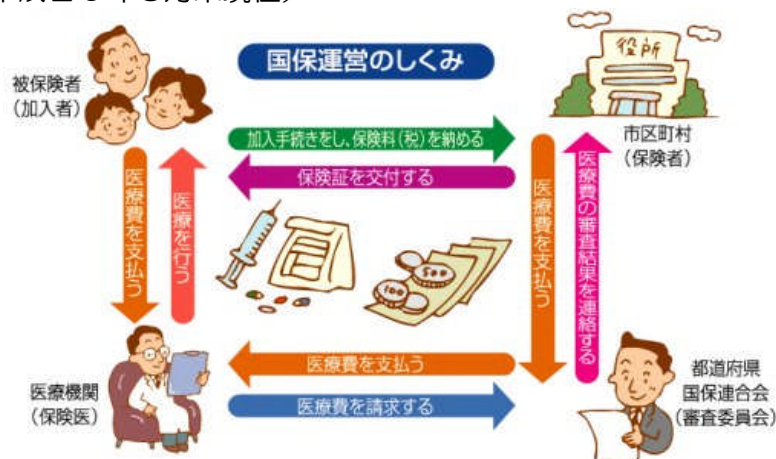
この特別会計には
27億9,140万円
の予算を計上しています。

担当：保健福祉部 保健医療課 国民健康保険係 TEL.39-2310

国保（国民健康保険）は、加入者（被保険者）のみなさんが病気やけがをしたときに、安心して医療が受けられる医療保険制度です。

また、国保は加入者のみなさんが日頃から国保税を出し合い、そこから医療費を支出するという助け合いの制度でもあります。

国保には5,388世帯（市全体の50.7%）10,814人（同44.0%）のみなさんが加入しています。（平成20年3月末現在）



【医療給付制度】 18億677万円

- ・ **療養諸費** (16億3,638万円)
病気やけがで診療を受けたときに医療費の7割（70歳以上の方は7割もしくは9割）を国保が負担します。
- ・ **高額療養費** (1億5,429万円)
医療費の自己負担額が一定額を超えたときに国保が支給します。
- ・ **出産育児一時金** (1,260万円)
加入者に子どもが生まれたとき（他制度からの支給を受けない場合）は、35万円を支給します。
- ・ **葬祭費** (350万円)
加入者が亡くなられたときに、葬儀を行った人に2万円支給します。

加入者の負担額	6億7,287万円
国の負担額	7億3,388万円
北海道の負担額	1億7,484万円
富良野市の負担額	1億6,574万円
その他（連合会・基金等）	10億4,407万円

【老人保健医療費拠出金制度】 4,690万円

原則75歳以上の人の医療費の一部を国保が負担します。なお、この制度は平成22年度をもって終了します。

【後期高齢者支援金制度】 3億3,187万円

新たな後期高齢者医療制度（長寿医療制度）へ現役世代からの支援金40%相当額を負担します。

国民健康保険特別会計

【介護納付金制度】 1 億 4,066 万円

介護保険第2号被保険者（40～64歳）の負担額を支出します。

【共同事業拠出金制度】 3 億 6,433 万円

高額な医療費の発生による国保会計の影響を緩和するため、国民健康保険団体連合会に拠出します。

【特定健康審査等事業】 2,063 万円

被保険者の特定健康審査及び特定保健指導を推進していくことで、疾病の早期発見につなげる費用です。

【その他事務費など】 8,024 万円

特定健康診査・特定保健指導が始まります。

- 平成20年4月より特定健康診査・特定保健指導がスタートします。
- 生活習慣病に至る前のメタボリックシンドロームの該当者や予備群の方に対して、生活習慣病の改善と予防に向けた「特定保健指導」に重点が置かれます。
- 特定健診の対象者は40歳から74歳までの医療保険加入者です。
- 富良野市では国民健康保険に加入している方の特定健康診査・特定保健指導を実施します。
- 平成24年度までにメタボリックシンドロームの該当者・予備群を10%減少させることを目標にしています。

メタボリックシンドロームとは・・・

～心筋梗塞や脳梗塞発症の危険性を高める内臓脂肪症候群～

内臓脂肪の蓄積

ウエスト径周囲

男性：85cm以上

女性：90cm以上

① 脂質異常

- ・中性脂肪 150 mg/dl 以上
- ・HDL コレステロール 40 mg/dl 未満

② 高血圧

- ・最高血圧 130 mm Hg 以上
- ・最低血圧 85 mm Hg 以上

③ 高血糖

- ・空腹時血糖値 110 mg/dl 以上

[内臓脂肪蓄積]

+

★2項目以上

メタボリックシンドローム「該当者」

★1項目該当

メタボリックシンドローム「予備群」

※特定健診の日程などは、保健医療課総合健診係（電話 39-2200）までお問い合わせください。